

## 過去の検討における行政記録の例

- 統計行政の新たな展開方向に関する検討会議サブ会議 3 資料（平成 1 5 年 2 月：統計行政の新・中長期構想推進協議会第 2 検討委員会 行政記録の活用方策に関する検討結果報告書等による） . . . . . P 1
- 統計に活用できると考えられる行政記録の例（報告者負担軽減検討会議資料（平成 1 6 年 6 月）） . . . . . P 7
- 既に統計に活用している行政記録の例（報告者負担軽減検討会議資料（平成 1 6 年 6 月）） . . . . . P 9

## 統計に活用できる行政記録の例

(統計行政の新中・長期構想推進協議会第2検討委員会

行政記録の活用方策に関する検討結果報告書(平成12年5月)による)

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用に当たっての問題点等
有価証券報告書等 会社概要等基礎データ (P3参照)	社名、資本金、従業員数、売上高等	調査事項の縮減(報告者負担の軽減) 名簿の整備	ユーザとしてインターネットで提供される情報を統計調査実施のプロセスの中で、どのように活用できるか検討が必要
国税庁統計年報・ 会社標本調査結果報告	資本金階級区分、所得階級別法人数	中小法人の実態の的確な把握 中小法人の税負担状況の把握	中小法人の実態が的確に把握できるよう資本金階級区分、所得階級別区分についての細分化の検討等が必要
市町村民税関係データ	資本金別、従業員数別	中小法人の税負担状況の把握	税負担状況が把握できるような資本金別、従業員数別データ作成の検討が必要
雇用調整助成金関係データ	大企業・中小企業別支給金額、支給人員数	雇用調整助成金の効果の把握	雇用調整助成金の支給実績の公表形式の検討が必要
相続税関係(国税庁統計年報書)	申告状況等	詳細な統計表の作成	相続税制の持つ諸機能をより詳細に分析できるような集計表作成の検討が必要
住民票(住民基本台帳ネットワークの利用) (P2参照)	男女・年齢 現住所 従前の住所	地方の事務負担の軽減 効率的かつ詳細な統計表の作成	住基ネットの利用に関する合意形成が困難

## 統計に活用できる行政記録の例

(府省等名：総務省 )

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用に当たっての問題点等
住民票 (住民基本台帳ネットワーク)	男女の別、 生年月日、 続柄、従 前の住所地 等	<p>国勢調査等の世帯調査においては、不在世帯の増加や記入漏れの増加等に伴う不詳数の増加による結果精度の低下の問題が生じており、このように欠測値が生じた場合の精度向上の方策の一つとして、市町村の段階で住民票を確認して転写する。</p> <p>また、我が国の国内の人口移動を捉える住民基本台帳人口移動報告については、現在住民票データを用いて毎月の男女別移動者数を捉えているが、ネットワークデータを用いることにより年齢別統計の作成が可能となり、国内の人口移動の実態把握が飛躍的に向上する。</p>	国民のプライバシー意識へも十分配慮する必要があるとともに、住民票の統計への利用に関する国民的コンセンサスを得る必要がある。

## 統計に活用できる行政記録の例

(府省等名：財務省)

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用に当たっての問題点等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務省文書</li> </ul>	登記データ	各統計調査 ①名簿の整備等	電子的に最新の情報が整備されること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁文書</li> </ul>	有価証券報告書データ	関係企業統計調査 ①調査事項の縮減 ②名簿の整備等	電子的にデータが取り込めるシステムの構築が必要

## 統計に活用できる行政記録の例

(府省等名：農林水産省)

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用にあたっての問題点等
「森林法（昭和 26 年法律第 249 号）」に基づく森林調査簿	国有林に係る森林計画による森林面積、樹種別・齢級別樹林地面積等	「2000 年世界農林業センサス」において、森林調査簿に記載された事項を活用し、調査事項を縮減	
「公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）」に基づく竣工許可申請書	埋め立て面積	「2003 年漁業センサス」において、竣工許可申請書、業務資料、漁港港勢集及び漁港台帳を活用し、それぞれ該当する調査事項を縮減	
水産基盤整備事業に関する業務資料	魚礁設置事業量・事業費、築磯造成事業費		
漁港港勢集	漁港別利用漁船実隻数		
漁港台帳	漁港施設（防波堤の長さ、岸壁・物揚げ場の長さ、泊地面積）		

## 統計に活用できる行政記録の例

(府省等名：農林水産省)

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用に当たっての問題点等
農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は承認を得て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告書	漁業種類別及び生産物種類別の生産量漁獲量	「海面漁業生産統計調査」において、報告書に記載された事項の内容を収録した磁気テープを活用し、調査事項を縮減	
「遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）」に基づく届出書	業者・営業所の住所、隻数、定員	「遊漁採捕量調査」において、遊漁船業者の稼働・非稼働を整理する際、届出書に基づき母集団名簿を作成	

## 統計に活用できる行政記録の例

(府省等名：国土交通省)

行政記録名	活用可能なデータ	活用方法	活用に当たっての問題点等
固定資産課税台帳	所有者 所在地 土地面積 延べ床面積 建物の構造	法人土地基本調査及び法人建物調査において、固定資産課税台帳を活用し、調査客体が所有する土地及び建物の所在地、面積等を印刷した調査票を送付し、行政記録で補足できない事項のみを調査客体側に記入させる方式を採ることができるならば、調査客体側の負担軽減を図ることとなる。	現状では、①台帳が国で一元管理（DB化）されておらず、各市町村窓口まで出向かなければデータが入手できない、②台帳を閲覧するためには調査客体の委任状を市町村毎に作成してもらう必要がある。

(注) 活用方法については、対象とする分野又は統計調査、行政記録の具体的な使用方法（調査事項の縮減、名簿の整備等）を記載してください。また、欠測値の補完に活用する場合は、対象統計調査名、補完に用いるデータ、方法等可能な限り具体的に記載してください。

### 統計に活用できると考えられる行政記録の例

意見提出府省庁名 (部課名)	行政記録の名称等	活用可能と考えられるデータ	活用可能と考えられる統計調査とその具体的な活用方法	活用に当たって解決すべき問題点等	当該行政記録所管府省庁等名
総務省(国勢統計課)	住民票 (住民基本台帳)	・男女の別、生年月日等	(国勢調査) 国勢調査等の世帯調査においては、不在世帯の増加や記入漏れの増加等に伴う不詳数の増加による結果精度の低下が問題となっており、このような欠測値を、市町村の段階で住民票から転写して、精度の向上を図る。	住民基本台帳自体は閲覧が可能であるが、国民のプライバシー意識へも配慮する必要があるとともに、住民基本台帳の統計への利用に関する国民的コンセンサスを得る必要がある。	・ 総務省自治行政局
総務省(経済統計課)	課税台帳	・ 事業所の名称、連絡先、所在地 ・ 税務申告の情報	(事業所・企業統計調査) 事業所の的確な捕捉のための参考情報 ----- (サービス業基本調査) 収入総額、経費総額などの情報で調査項目の補完が可能 ----- (個人企業経済調査) 構造調査の調査事項は青色申告状況を調査していることから、調査事項の軽減が可能 ----- (科学技術研究調査) 収入総額、経費総額などの情報で調査項目の補完が可能	目的外利用の制度的制限の撤廃	・ 財務省国税庁 ・ 都道府県税所管部局 ・ 市区町村税所管部局
	商業登記	・ 登記法人事業所の名称、連絡先、住所	(事業所・企業統計調査) 事業所の的確な捕捉のための参考情報	広く一般に公開されている情報であるが、組織的に大量にデータ提供することについては、制度的な対応が必要であると考えられる。	・ 法務省民事局

意見提出府省庁名 (部課名)	行政記録の名称等	活用可能と考えられるデータ	活用可能と考えられる統計調査とその具体的な活用方法	活用にあたって解決すべき問題点等	当該行政記録所管府省庁等名
総務省(消費統計課)	税務関係の行政記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得額</li> <li>税額</li> </ul>	(家計調査) 家計調査の収入や非消費支出の補完及びデータチェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>月々のデータ利用のタイミング</li> <li>プライバシーの保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁</li> </ul>
	社会保険情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金</li> <li>政府管掌健康保険</li> <li>雇用保険情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用事業所の名称、連絡先、所在地</li> <li>事業所の雇用者数</li> <li>給与支給額</li> </ul>	(事業所・企業統計調査) 新規事業所の捕捉のための参考情報 (事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査) 従業者数及び従業者数の補完データとして活用 (サービス業基本調査、個人企業経済調査、科学技術研究調査) 経費のうち給与支給総額の補完データとして活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的外利用の制度的制限の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省社会保険庁</li> <li>厚生労働省雇用保険課</li> </ul>
農林水産省	漁船登録データ	漁船の規模(トン数、馬力)	(漁業センサス) 漁業センサスにおける漁船の仕様に係る調査事項に、当該漁船登録データをプレプリントし、調査を効率化する。	プレプリントの実効性について、漁船登録データの各都道府県での電子化の進捗状況を踏まえ検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体</li> <li>漁船法(水産庁)</li> </ul>

(注) 法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、意見なし。

### 既に統計に活用している行政記録の例

提出省庁名 (部課名)	行政記録名	活用したデータ	活用している統計調査と その具体的な活用方法	活用にあたっての問題点の有無等	当該行政記録所管 府省庁等名
総務省（国勢統計課）	住民票 (住民基本台帳)	男女、現住所、従前の住所	(国勢調査) 人口の移動状況を明らかにするため、住民基本台帳に基づき、転入者の数等を市町村から都道府県経由で報告を受け、それを集計し「住民基本台帳人口移動報告」として公表。	地方事務を軽減し、かつ、効率的に詳細な統計表を作成するために、現在、住民基本台帳ネットワークを利用することを検討中。	・ 総務省自治行政局
総務省（経済統計課）	NPO 法人名簿 (16 年調査活用予定)	法人名、住所	(事業所・企業統計調査) 事業所の捕捉のための参考情報	統一的なフォーマットでの電子媒体での情報入手	・ 内閣府及び都道府県
総務省（消費統計課）	国土数値情報	地点別公示地価	(全国消費実態調査) 調査世帯が所有する宅地の資産評価額を集計する際に必要となる単位面積当たり評価額は調査事項とはせず、近傍の公示地価から推計している。	本行政記録は、11 年調査集計時までは利用申請手続きを要していたが、現在はインターネットで公開されているため、今後の活用にあたって特に問題はない。	・ 国土交通省国土計画局総務課国土情報整備室
厚生労働省	雇用保険法に基づく行政記録	雇用保険適用事業所設置届	(毎月勤労統計調査) 調査対象としている常用労働者数 30 人以上の事業所について、抽出替えを行わない年は年 1 回、予備調査の上、追加指定を行っている。予備調査の対象を決める際、一部（100 人以上規模事業所）について参考情報として用いている。	各種届出等の目的外使用の禁止規定（職業安定法第 51 条の 2）について、自省に限って個別情報の活用を認めている。	・ 厚生労働省職業安定局雇用保険課

提出省庁名 (部課名)	行政記録名	活用したデータ	活用している統計調査と その具体的な活用方法	活用に当たっての問題点の有無等	当該行政記録所管 府省庁等名
厚生労働省	労働保険適用台帳	有期事業の工事現場の名称・所在地等	(労働災害動向調査) 標本抽出の母集団として活用している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室</li> </ul>
	医療法に基づく届出	開設、廃止、変更等の届出事項	(医療施設動態調査) 都道府県知事等が、医療法に基づき開設、廃止、変更等の届出の受理又は処分をした病院・診療所について医療施設動態調査票を作成して、厚生労働省にて集計を行っている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県</li> </ul>
農林水産省	「森林法(昭和26年法律第249号)」に基づく森林調査簿	国有林に係る森林計画による森林面積、樹種別・齢級別樹林地面積等	(2000年世界農林業センサス) 森林調査簿に記載された事項を活用し、調査事項を縮減		<ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁</li> </ul>
	「公有水面埋立法(大正10年法律第57号)」に基づく竣工許可申請書	埋め立て面積	(2003年漁業センサス) 竣工許可申請書、業務資料、漁港港勢集及び漁港台帳を活用し、それぞれ該当する調査事項を縮減		<ul style="list-style-type: none"> <li>水産庁</li> </ul>
	水産基盤整備事業に関する業務資料	魚礁設置事業量・事業費、築磯造成事業費			
	漁港港勢集	漁港別利用漁船実隻数			
	漁港台帳	漁港施設(防波堤の長さ、岸壁・物揚げ場の長さ、泊地面積)			

提出省庁名 (部課名)	行政記録名	活用したデータ	活用している統計調査と その具体的な活用方法	活用に当たっての問題点の有無等	当該行政記録所管 府省庁等名
農林水産省	農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は承認を得て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告書	漁業種類別及び生産物種類別の生産量漁獲量	(海面漁業生産統計調査) 同調査の報告書に記載された事項の内容を収録した磁気テープを活用し、調査事項を縮減。		・ 水産庁
	「遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）」に基づく届出書	業者・営業所の住所、隻数、定員	(遊漁採捕量調査) 遊漁船業者の稼働・非稼働を整理する際、届出書に基づき母集団名簿を作成。		・ 水産庁

(注) 法務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省は、意見なし。